

厚生労働大臣の定める揭示事項

【東海北陸厚生局へ届出している事項】

- ・ 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算1
- ・ 時間外対応体制加算3
- ・ 一般不妊治療管理料
- ・ 婦人科特定疾患治療管理料
- ・ 特定疾患療養管理料
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算3
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料1
- ・ HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ・ 酸素届出

診療報酬明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点
領収書の発行の際に、個別の診療報酬算定項目の分かる明細書を無料で発行
おります。

明細書の発行を希望されない方は、その旨会計窓口にお申し出ください。

電子的診療情報連携について

当院では、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報・薬剤情
閲覧・活用できる体制を整えています。

質の高い診療を行うための十分な情報を取得・活用して診療を行っておりま
マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

算定した診療報酬の区分・項目の名称及び点数、金額を記載した明細書を無
発行いたします。

時間外対応体制について

当院では、診療時間外においても患者様からの電話等による問い合わせに対
体制を整えています。

連絡先：0761-22-0232

地域支援・医薬品供給対応体制加算について

当院では、ジェネリック医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供
向けた取り組みをしています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

医薬品の供給不足等が発生した場合には、医薬品の処方等の変更に関して適
対応ができる体制を整備しております。

長期処方について

当院では、患者様の病状に応じ、医師の判断で28日以上 of 長期処方が可能で